

離婚に関する相談と同じく、離婚後の法律相談も多岐にわたります。
離婚後にも生じる様々なトラブル対応をこの1冊で！



Q & A

家族法改正対応！
民法等の一部を改正する法律
(令和6年法律第33号)

離婚後の法律実務

慰謝料、養育費、親子交流、元配偶者とのトラブル、破産、相続

弁護士

弁護士

弁護士

弁護士

白井可菜子・中村剛・北周士・武内優宏 著

2025年9月刊 A5判 212頁 定価2,750円（本体2,500円）978-4-8178-5018-8 商品番号：41006 略号：離法

本書のポイント

◆「元配偶者の借金が発覚し、これから的生活はどうなるの？」「相続は再婚後の子にさせたい」等の離婚後の夫婦、子どものことなどの人間関係、慰謝料・養育費、行政手続、相続まで幅広い問題をコンパクトに解説。離婚前にも離婚後にも、離婚時の相談に備える1冊。

収録内容（抄）

第1章 離婚後の諸手続

- ・離婚後の生活支援
- ・住所の秘匿
- ・携帯電話の名義変更
- ・社会保険の変更

第5章 親子交流

- ・名譽毀損
- ・子の写真の無断使用
- ・共同親権下での日常行為
- ・親権者の死亡
- ・親権者の死亡—未成年後見人選任後
- ・親子交流の決め方
- ・取決め以上の親子交流の実施
- ・祖父母の同席、高額なプレゼント
- ・子が親に会いたがらない
- ・親子交流の拒否と養育費の不払い

第6章 財産分与

- ・共有不動産の賃料
- ・財産分与と住宅ローン
- ・離婚後の元配偶者名義の自宅への居住
- ・自社株、株式の持ち合い
- ・元配偶者の破産
- ・私物の返還、自力救済の禁止
- ・鍵の変更

第7章 相続

- ・遺言
- ・未成年後見人の指定

第2章 慰謝料の請求

- ・離婚後の慰謝料請求
- ・強制執行の方法
- ・慰謝料債務者の破産

第3章 養育費

- ・離婚後の生活費
- ・養育費債権の先取特権
- ・義務者の再婚による養育費の減額
- ・一括前払いした養育費を使い切ったとして再度の養育費請求
- ・高額な養育費を取り決めた後の減額
- ・事故や入院などによる医療費
- ・養育費支払期間の延長
- ・相手方の収入や稼働状況の把握
- ・養育費と破産

第4章 離婚後のトラブル

- ・ストーカー行為
- ・リベンジポルノ

設問例

Q: 離婚に際して元配偶者から高額な慰謝料を支払うからということで離婚に応じました。しかし、離婚してすぐに元配偶者が破産してしまいました。

約束した慰謝料が支払われないので離婚は有効なのでしょうか。

また、破産後に元配偶者に慰謝料を請求することはできないのでしょうか。

Q: 元配偶者を親権者として離婚しました。元配偶者が亡くなった場合、子の親権者を他方の親である私に変更することができるのでしょうか。

Q: 会社を経営しており、元配偶者に株の一部を持たせていきました。

離婚をしたので株を返してもらいたいのですが返してもらえるのでしょうか？

Q: 離婚時に養育費について取決めをしたのですが支払ってもらえないません。

まだ債務名義は取得していないのですが、債務名義を取得するまでは、相手の財産から強制的に回収できる方法はないのでしょうか。

様々な疑問に応える88問！

日本加除出版

営業部
TEL:03-3953-5642
FAX:03-3953-2061

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業時間：月～金（祝日除く）9:00-17:00

X (旧Twitter) @nihonkajo
www.kajo.co.jp



日本加除出版HP